

—新規雇用創出を広く支援します—

糸魚川市雇用促進事業補助金のご案内

市内に工場等（事業用固定資産（土地を除く。））を新增設または賃借し、新たに従業員を雇用する企業に対し、当該雇用者数に応じた金額を補助します。

補助対象事業	すべての業種（市内に事務所、事業所又は営業所を有する個人及び法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を除く。）* 詳しくはお問い合わせください。
対象となる雇用者	増加常用雇用者 工場等の固定資産の投資に伴い、雇用期間の定めのない雇用であって、社会保険の被保険者として雇用される者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く。）* 純粋に増加した雇用者が対象です。
指定要件	① 増加常用雇用者の数が5人以上（本社機能移転にあつては3人以上、市内企業にあつては2人以上、小規模企業にあつては1人以上） ② 固定資産の取得額が500万円以上（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては、2,000万円とする。）
補助金額	増加常用雇用者数1人当たり、100,000円
補助限度	1企業当たり3回とし、累計1,000万円を限度

【指定申請方法】

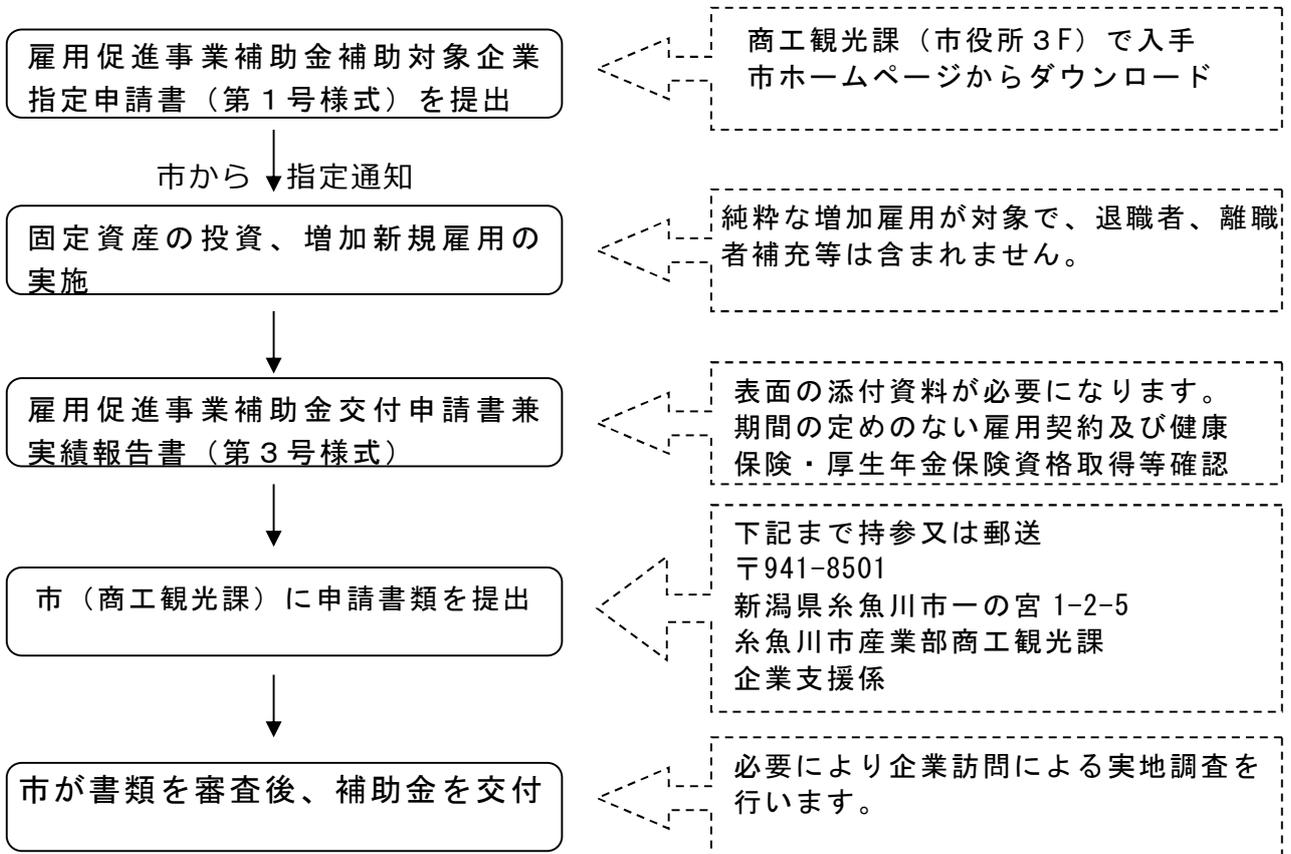
指定を受けようとする企業は、当該工場等の設置（固定資産の投資）に着手する1か月前までに、申請書を市に提出してください。

【交付申請方法】

交付申請兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該工場等に係る雇用継続期間が6か月を経過する日から2週間以内に市に提出してください。

- ① 労働条件通知書又は雇用通知書の写し（対象事業者が常用雇用者と期間の定めのない雇用契約を締結していることを確認できる書類）
- ② 給与支払明細書又は賃金台帳（常用雇用者への給与支払いの状況が確認できるものに限る。）であつて、常用雇用者の確認印があるものの写し
- ③ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ④ 社会保険の被保険者資格記録一覧
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【申請の流れ】



《注意》

- ① 国、県、市の直接雇用は対象外です。
- ② 国、県から同趣旨の助成を受けている場合は、助成金額を差し引かれ、交付対象とならない場合があります。
- ③ 予算額に達した場合、新規雇用を行った日の属する年度の3月31日より前に受付終了となります。

【問合先】

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係
TEL : 025-552-1511
E-mail: kigyo@city.itoigawa.lg.jp
URL: <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>